## 西井 勝議員に対する辞職勧告決議

西井 勝議員は、平成24年1月1日午後、大阪狭山市の市道交差点において、 自動車を運転中にミニバイクと衝突し、運転していた女性にけがを負わせたうえ そのまま逃走したとして逮捕され、同12日、大阪地方検察庁堺支部より、自動 車運転過失傷害罪と道路交通法違反(救護措置義務違反)で起訴された。

その後、2月20日に初公判があり、西井 勝議員は、上記起訴事実について 争わないことを表明し、更には被告人質問において飲酒運転についても認め、結果、4月11日の判決において、懲役10月執行猶予3年の刑に処する旨を言い 渡され、同26日をもって控訴期限が経過し、この刑が確定したものである。

西井 勝議員は、本日5月21日の議員総会において、上記の判決を厳粛に受けとめ、当議会の辞職勧告決議についても重く受けとめるとし、また、この議員総会は、西井 勝議員からの申し出により開催したにもかかわらず、同議員からは、納得できるような十分な説明はないまま、議員を続ける意思を公式に表明したものである。

このように、市民の信頼を得るに足る説明もなく、あらためて西井 勝議員のとった行動が、市議会議員として、また、社会人として決して許されるものではない以上、堺市議会に対する市民の信頼を回復しないまま、堺市議会議員の職に留まることは、社会的にも道義的にも決して許されないものである。

以上のことから、この際再度、西井 勝議員に対し、速やかに堺市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成24年5月21日